

燃やせないごみの分別徹底をお願いします

12月18日の燃やせないごみ収集日に、収集車で火災につながりかねない事案が発生しました。確認したところ、使い切られていないライターが原因でした。



出火原因のライター

このほかにも、穴の空いていないスプレー缶やリチウムイオン電池など、火災の原因となる危険物の混入が見受けられました。スプレー缶は、穴を空けて缶の日にし出してください。リチウムイオン電池などの蓄電池は、町民生活課窓口で回収しています。

さらには、フライパン（金属くず）や空き瓶（びん）、缶詰のふたと空き缶（缶）、温水洗浄便座や計算機等の小型家電類、化粧用クリームの容器などの容器包装プラ類、買い物かごやプラ製おもちゃ等商品プラ類など、分別可能なものも多数ありました（写真1、2）。



ごみ収集車で火災が発生すると、収集業務が停止するだけでなく、作業員の命に関わる重大な事故につながる恐れがあります。

安全な収集業務の確保と燃やせるごみ減量化のため、分別の徹底をお願いします。

粗大ごみの受け入れは 一世帯につき月1回まで

令和8年4月から、会津若松地方市町村圏整備組合環境センターの新設焼却炉の処理能力が縮小します。

これに伴い、町から排出されるごみの減量を図るため、令和8年度から粗大ごみの受け入れ回数を変更します。

日程表のとおり、ひと月に受け入れ日が2日ある場合は、どちらか1日1回のみ受け入れになります。

受け入れ日や受け入れできるものなど詳しくは、令和8年度ごみリサイクルカレンダーをご覧ください。

▼受入時間

午前9時から午前11時30分まで

※受入時間内に受け付けを済ませてください。

▼令和8年度粗大ごみ受入日程表

月	日	備考
4月	11日(土)、12日(日)	どちらか1日1回
5月	8日(金)、9日(土)	どちらか1日1回
6月	7日(日)	1回
7月	3日(金)、4日(土)	どちらか1日1回
8月	2日(日)	1回
9月	4日(金)、5日(土)	どちらか1日1回
10月	4日(日)	1回
11月	6日(金)、7日(土)	どちらか1日1回

▼工事のお知らせ

粗大ごみ受入場所の旧衛生センター敷地内において、令和8年度にストックヤード建設工事を予定しています。

工事車両の出入りのため、敷地内の足元が悪くなっております。粗大ごみ搬入の際にはご注意ください。ご理解とご協力をお願いします。

1月の燃やせるごみの排出量 前年度より増加

令和8年1月の燃やせるごみの排出量は275.31トンで、令和7年同月の排出量274.62トンと比較して0.69トン増加しましたが、4月から12月までの累計では104.07トン減りました。

しかし、今年度の減量目標である「燃やせるごみ280トン減量」の達成は厳しくなっています。

▼本町の燃やせるごみの排出量

単位：トン

	1月	累計(4～12月)
令和7年度	275.31	3,216.73
令和6年度	274.62	3,321.49
増減	0.69	▲104.07
前年比	100.25%	96.85%

燃やせるごみの減量にご協力ください

令和6年度から、毎月「燃やせるごみの減量」についてお知らせしているのには理由があります。

令和8年度から、燃やせるごみを焼却する施設が新しくなります。この施設は、町が令和8年度までに減らすことを目標としているごみの量をもとに整備されます（共同で処理している市町村も同様です）。

そのため、令和8年度以降は処理できる燃やせるごみの量に限りがあります。減量が進まない、ごみを処理しきれなくなる恐れがあります。

将来にわたって安定したごみ処理を続けるためにも、皆さん一人一人のご協力が欠かせません。ご理解とご協力をお願いします。

▼今日からできる減量のポイント

① 紙類は「古紙」へ

ほとんどの紙は「雑紙」として古紙の日に出すことができます。燃やせるごみに入れる前に、もう一度分別をお願いします。



細かいものは、紙袋に入れて出してください

② プラスチックは正しく分別

プラスチック類は燃やせるごみではありません。「プラスチック製容器包装」または「商品プラスチック」として出してください。

③ 生ごみは水切りを

生ごみの約80%は水分です。ぎゅっと水を切るだけで、大きな減量につながります。



しっかりと水気を切りましょう

集団資源回収に取り組んでみませんか

町では、廃棄物の再生利用を促進するため、地域団体による集団資源回収を奨励しています。

集団資源回収を行った団体には奨励金を交付しますので、子供会や老人クラブなどの地域活動として、資源回収に取り組んでみませんか。

▼対象団体

子供会・婦人会・老人クラブ・PTA・スポーツ少年団・ボランティア団体など、営利を目的としない町内の地域住民で構成された団体

▼資源の種類

びん類・缶類・古紙類・古布類（木綿100%）

▼回収業者

猪苗代町再生資源組合



▼奨励金額

実施1回につき・・・3千円

回収資源1kg当たり・・・2円

▼手続き方法

回収した資源物を回収業者に引き渡し、資源物回収奨励金交付申請書に計量票を添えて、町民生活課に提出してください。

実施する場合は、事前に町民生活課にお問い合わせください。